**平成２５年（フ）第８６号**
広島県三原市沼田西町惣定801番地５
債務者　岡崎　敏明
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２５年（フ）第１４７号**
山口県下関市豊浦町大字川棚6806番地１　アヴェニール葉中202号室
債務者　松尾　晶子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２５年（フ）第１４８号**
山口県下関市富任町６丁目15番15号　桜荘、前住所山口県下関市大字有冨297番地
債務者　山本　昌代（旧姓本美）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２５年（フ）第１５号**
高知県室戸市浮津862番地
債務者　谷窪　久代
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２５年（フ）第６２０号**
北九州市小倉北区中井浜１番14号
債務者　鵜澤美代子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第８３号**
宮崎県小林市真方1022番地
債務者　山下　実男
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２５年（フ）第９６号**
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3617番地324
高千穂団地１―103
債務者　遠原　義美
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２５年（フ）第１００号**
鹿児島県姶良市加治木町日木山2625番地２
債務者　尾形　保子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２５年（フ）第７７号**
岐阜県美濃加茂市太田町819番地　Ｕｍ　Ｓｏｒｒｉｓｏ203、前住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬546番地６
債務者　下村　昭仁
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２５年（フ）第７８号**
岐阜県美濃加茂市太田町819番地　Ｕｍ　ｓｏｒｒｉｓｏ203、前住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬546番地６
債務者　下村　明子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２５年（フ）第５３２号**
北九州市小倉北区清水１丁目15番19号　清水フラワーハイツ103号
債務者　山下　由紀（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第５８９号**
北九州市八幡西区永犬丸２丁目18番38号
債務者　花守　文男
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第５９３号**
北九州市門司区奥田４丁目７番33号
債務者　行徳　菊子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第６１１号**
北九州市門司区下二十町７番３―408号
債務者　田代美由紀
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１２９号**
青森県弘前市大字城東北２丁目１番地11　コーポ泉２号
債務者　新谷　伸二
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２５年（フ）第１８８号**
広島県福山市東手城町４丁目８番28号
債務者　村上　弘和
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第１９０号**
広島県福山市駅家町大字近田85番地　シャーメゾンＴｏｗｎ福山北Ｃ103
債務者　馬場　智美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係